

す。

(挙 手 全 員)

議 長 挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決
します。

続いて日程第2、議案第57号「農地法第5条の規定による許可
申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より朗読並びに内容の説明を
いたさせます。

事務局課長 それでは日程第2、議案第57号「農地法第5条の規定による許
可申請について」でございます。

(1件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

議 長 再開いたします。

議案の説明は終わりました。これにより質疑に入ります。何か
ご質問はありませんか。

石 阪 委 員 航空写真を見ますと、この農地の周囲はかなり宅地化が進んで
いるように思います。もともとこの近辺もほとんどが農地であっ
たと思われませんが、市街化調整区域にも関わらず、かなりの数の
家が建っているように見受けられます。

事務局課長 (都市計画法に基づく市街化調整区域内の開発行為について説
明)

議 長 暫時休憩します。

(休憩)

再開いたします。他に何かご意見等ございますか。ないようで
すので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これにより採決に入ります。

本議案のとおり、許可相当として東京都へ進達することに賛成
の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長 挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに
決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項につ
いて、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項報告(農地法4条3件、5条15件、納税猶予に関する
適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書9
件)

議 長 暫時休憩します。

(休 憩)

議

長 再開いたします。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。